

令和5年度事業計画決定の件

令和5年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

令和5年度事業計画（案）

三重県司法書士会定時総会（以下、本総会という。）をコロナ禍により規模を縮小して開催してきましたが、令和5年5月8日コロナ感染症がこれまでの「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行したことにより、コロナ禍前の開催方法に戻し会員の皆様に自由に出席していただけるよう、また、ささやかですが会員相互の懇親会も開催をいたします。

昨年度は全国の司法書士会で民法・不動産登記法の一部改正等が開始されることを念頭に相続等に関する全国一斉相談会が開催されました。

そして、本年度、以下のとおり所有者不明土地関連法（民法・不動産登記法の一部改正等）が施行されます。これにより、司法書士に対する市民からの期待は一層高まっています。

- ① 財産管理制度・共有制度・相隣関係規定・相続制度の見直し
令和5年4月1日施行
- ② 相続土地の国庫帰属制度の創設
令和5年4月27日施行
- ③ 相続登記の申請義務化
令和6年4月1日施行
- ④ 住所等の変更登記の申請義務化
公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日

そこで、三重県司法書士会（以下、「本会」という。）においても、本年2月に開催した相談会と同程度以上の規模での相談会を開催し、そのための広報についても、市民に対して「司法書士＝相続登記の専門家」であることを効果的に周知していく予定です。

また、所有者不明土地等に関連する財産管理制度は、司法書士が財産管理人に地方裁判所から選任される仕組みになったことから、就任する司法書士については、津地方裁判所へ提出する所有者不明土地等に関する財産管理人名簿に登載する必要があり、本会においても登載希望会員の募集を行います。

以上、新制度の開始に向けて、制度研究を更に進めていくことはもとより、会員への情報提供、研修会の充実、市民への周知活動、並びに全国統一フリーダイヤル及び相続登記相談センターWebサイトを活用した相談事業、またその相談体制の在り方を見直すとともに、市民からの相談に対し、より効率的に対応できる仕組みを構築する必要があります。

空き家・所有者不明土地問題に対して、「空き家ネットワークみえ」との連携を図り、「司法書

士＝相続登記の専門家」のイメージを市民に浸透させ、司法書士の紹介経路となる相談会等へ積極的に参加する事業展開を引き続き行うとともに、自治体向け財産管理人制度や農業支援促進のため一般社団法人全国農業会議所からの情報提供及び中立委員への就任並びに農業経営相談所への相談員派遣等の事業を促進していきます。

本年度もリーガルサポート三重支部と共催による研修会の開催や成年後見制度の利用促進基本計画の地域における活動、法定後見事務や報酬の在り方の見直し等に関する連携、任意後見制度・成年後見制度の推進のための相互協力を行います。

本会で行う会議、研修等については、本会財政等を踏まえ、今後も Web 等活用の継続を予定しており、特に将来に向けて総会の在り方については、ハイブリット出席型等を検討し、早期の実現を目指したいと考えています。

本年4月1日、司法書士倫理が司法書士行為規範として開始され、既に研修等で対応していますが、さらに会員個々の事務所において補助者を含め理解していただくことをお願いします。

法務局が行う長期相続登記未了土地解消プランについては、一般競争入札に参加する予定です。

最後に、築後35年を向かえる会館の老朽化に対応するため、令和6年度に大修繕の計画で検討を進めていく予定です。会員の皆様からのご意見等よろしくをお願いします。

各部・各委員会の事業計画は以下のとおりである。